

世田谷区自転車安全利用推進員による

# 自転車講習会



◆ 会費は無料

◆ 大人の方からお子様まで！

～ご家族、ご友人とご参加下さい～

←「受講証」を発行致します！

【開催日時】

※各回20名で申込みを締め切らせて頂きます

① 6月 9日(木) 15:00～16:30

② 6月21日(火) 15:00～16:30

③ 7月 6日(水) 15:00～16:30

【開催場所】

14:45開場。駐車場はご使用になれません

よつばビル(桜丘5-51-3)\_2F会議室

【参加申込み】

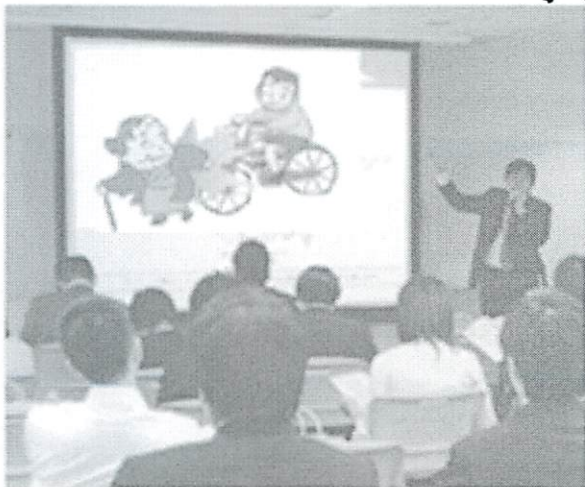
事務局(ベストリブ保険企画)まで、お名前・ご連絡先とご希望される日時・人数をメールまたは電話、FAXでお知らせ下さい。

<事務局>

E-mail: info@best-live.co.jp

TEL:03-3483-5791(代)

FAX:03-3483-5792



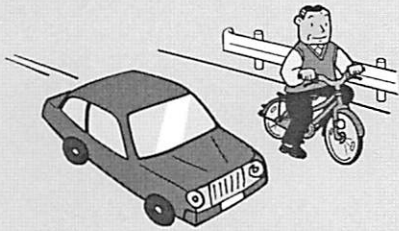
# 自転車安全利用五則を守りましょう。

自転車に乗るときは交通ルールを守り、安全に利用しましょう

## 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則です。

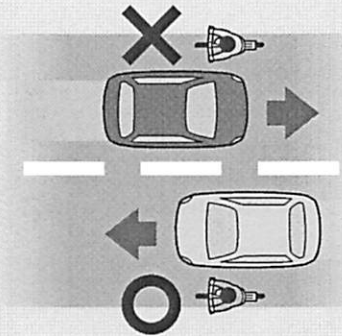
【罰則】3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金



## 2 車道は左側を通行

自転車は道路の左端に寄って通行しなければなりません。

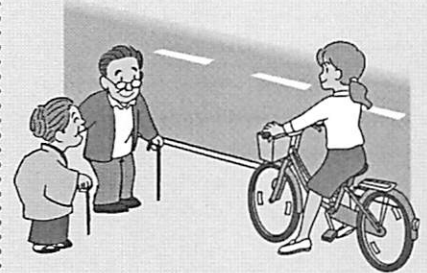
【罰則】3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金



## 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。

【罰則】2万円以下の罰金又は科料



## 4 安全ルールを守る

飲酒運転・二人乗り・並進は禁止

飲酒運転

【罰則】5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

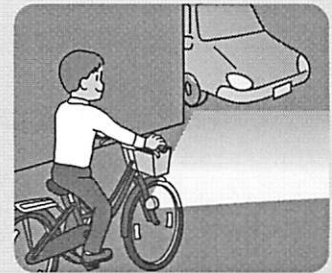
※酒に酔った状態で運転した場合



夜間はライトを点灯

夜間は、前照灯及び尾灯(又は反射器材)をつけなければなりません。

【罰則】5万円以下の罰金



二人乗り



【罰則】2万円以下の罰金又は科料

並進 ※「並進可」標識のある場所以外では禁止。



交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

信号や一時停止の標識を守り、狭い道から広い道に出るときは徐行し、安全確認を忘れずに行いましょう。

【罰則】3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金



やめましょう!

これらの行為は事故のもとです。非常に危険なのでやめましょう

## 5 子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。



運転中の携帯電話



傘さし運転